

○地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧に関する規則

昭和 53 年 6 月 1 日

規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地価公示法施行令（昭和 44 年政令第 180 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、地価の公示に係る事項を記載した書面及び標準地の所在を表示する図面（以下「図書」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第 2 条 図書の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、都市局建築部宅地課、区役所及び市民センターとする。

（昭和 58 規則 19・平成 3 規則 27・平成 4 規則 29・平成 7 規則 34・平成 9 規則 51・平成 28 規則 21・一部改正）

(閲覧時間及び休日)

第 3 条 図書の閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 閲覧所の休日は、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第 1 号）

第 1 条第 1 項各号に掲げる日とする。

（平成 4 規則 29・平成 4 規則 127・平成 19 規則 33・令和 7 規則 69・一部改正）

(閲覧所の臨時休日等)

第 4 条 市長は、図書の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を伸縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示する。

（平成 4 規則 29・旧第 5 条繰上）

(閲覧の料金)

第 5 条 図書の閲覧は、無料とする。

(平成4規則29・旧第6条繰上)

(閲覧の手続)

第6条 図書を閲覧しようとする者は、備付けの閲覧簿に、閲覧者の住所、職業、氏名その他必要な事項を記入し、閲覧の申請をしなければならない。

(平成4規則29・旧第7条繰上)

(閲覧所以外の場所での閲覧の禁止)

第7条 閲覧者は、指定された閲覧所以外で図書を閲覧してはならない。

(平成4規則29・旧第8条繰上)

(閲覧の停止等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則に違反し、又は職員の指示に従わない者
- (2) 図書を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(平成4規則29・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第19号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規則第27号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第29号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年10月21日規則第127号）

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日規則第34号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 25 日規則第 51 号）

この規則は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 33 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号）抄

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 24 日規則第 69 号）

1 この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。